

居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 073-444-8027 (午前8時30分～午後5時30分)

担当 _____

※ご不明な点は、どのようなことでもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業者 琴の浦居宅介護支援センターの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業者 琴の浦居宅介護支援センター
所在地	和歌山県和歌山市毛見1451番地 琴の浦リハビリテーションセンター内
介護保険指定番号	3070100510 (和歌山市)
所長	東純夫
サービスを提供する地域	和歌山市 (*左記以外の方でもご希望の方はご相談ください。)

(2) 同事業所の職員体制

	業務内容	計
管理者	事業所運営	1名
介護支援専門員	居宅介護支援	2名

(3) 営業時間

月～金曜日	午前8時30分～午後5時30分
土・日曜日	休業

*祝日、国民の休日、12月29日～1月3日は、休業とする。

3. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

- ① 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- ④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。
- ⑤ 事業の運営は、厚生労働省並びに和歌山市が定める基準を遵守する。

(2) サービス利用のために

事項	備考
調査(課題把握)の方法	「居宅サービスガイドライン」による
介護支援専門員への研修の実施	おおむね月1回、事業所内および事業所外の研修を行います

4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 居宅介護支援の申し込み

居宅介護支援の申し込みがあれば、先ず利用者又は家族に、サービスの利用方法についてわかりやすく説明致します。

(2) 利用者の解決すべき課題の把握(アセスメント)

利用者及び家族を訪問・面接し、利用者の能力、置かれている環境等の評価を通じて利用者の抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した生活を営む上で解決すべき課題を把握(アセスメント)致します。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

利用者や家族の希望及び解決すべき課題に基づき、サービスの目標、達成時期、サービスの種類、内容、利用料や提供上の留意事項等を盛り込んだ居宅サービス原案を作成致します。

(4) サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議(居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者の会議)を招集し、原案の内容について専門的な意見を求めます。

(5) 居宅サービスの利用者への説明

原案に位置づけた指定居宅サービスについて、保険給付の対象になるか否かを区分し、種類内容、利用料等について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得ます。

(6) 居宅介護サービス計画の実施状況の把握と変更

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行って、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更や指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。(モニタリング)

(7) ケアプランに位置付ける居宅サービスの事業所について利用者等への説明

複数の事業所の紹介を求めることが可能であることと、位置付けた理由を求めることが可能

であることについて、利用者又はその家族に説明を行います。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりになっています。

(8) 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(9) 給付管理

居宅サービスにかかる給付管理などを行います。

5. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付される為自己負担はありません。

※但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、介護報酬の告示上の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村などの窓口へ提出しますと、支払を受けられます。

[基本利用料 <居宅介護支援費(I)>]

要介護度区分	要介護1・2	要介護3～5
取扱い件数区分		
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45件未満	居宅介護支援費(i) 11,316円	居宅介護支援費(i) 14,702円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45件以上の 場合において45件以上60件未満の部分	居宅介護支援費(ii) 5,668円	居宅介護支援費(ii) 7,335円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45件以上の 場合において60件以上の部分	居宅介護支援費(iii) 3,396円	居宅介護支援費(iii) 4,397円

[加算料金]

初回加算	: 3,126円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算(I)	: 2,605円	(I)入院当日(入院日以前含む)(II)入院後3日以内に
入院時情報連携加算(II)	: 2,084円	病院等職員に必要な情報提供した場合
退院・退所加算(I)イ	: 4,689円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な
退院・退所加算(I)ロ	: 6,252円	情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成
退院・退所加算(II)イ	: 6,252円	をした場合 (I)イ 連携1回 (1)ロ 連携1回(カン
退院・退所加算(II)ロ	: 7,815円	ファレンス参加による) (II)イ 連携2回以上 (II)ロ 連
退院・退所加算(III)	: 9,378円	携2回(内1回以上カンファレンス参加) (III)連携3回以上(内
通院時情報連携加算	: 521円	1回以上カンファレンス参加)
緊急時等居宅カンファレンス加算	: 2,084円	1月につき
		病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカン
		ファレンスを行いサービス等の利用調整した場合

※なお、介護報酬の改定に伴い変更となることがあります。

(2) 交通費

和歌山市にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお尋ねするための交通費の実費が必要な場合があります。

(3) 解約料

利用者は解約に対して、一切料金はかかりません。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者のご都合により、解約した場合の解約料は頂きません。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、原則として月ごとの精算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、銀行振込、現金集金の2通りの中からご契約の際に選べます。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用方法

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の方のご都合でサービスを終了する場合

契約終了を希望する日の7日前までお申し出下されば解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

- ③ 自動終了
 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 ・利用者が死亡した場合
 ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要介護でなくなった場合
 ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ その他
 ・利用者の方やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。
 ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援1・要支援2と認定された場合、原則的には、居宅介護支援のサービスは終了し、最寄りの地域包括支援センターにて介護予防支援として、サービスの提供を受けることになります。

7. 個人情報の保護

- ① 当事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ② 当事業所は、重要事項説明の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族に関する情報を提供します。
 ・認定調査及び居宅サービス計画の内容について、関係する都道府県、市町村、付属機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。
 ・主治医等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めた場合。
 ・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の関係人が、サービス担当者会議などサービス提供上情報を用いる必要がある場合。

8. サービス内容に関する苦情

当事業所居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

[サービス内容に関する苦情等相談窓口]

当事業所 のお客様 相談窓口	窓口責任者 東 純夫	利用時間 8:30~17:30(月~金:祝日・休日・年末年始を除く)
	ご利用方法 電話 073-444-8027	面接 当センター相談室

公的機関においても次の機関において苦情申し出等ができます。(各市町村介護保険担当課等)

和歌山市介護保険課 (その他介護保険制度に関する苦情・相談)	電話 073-435-1190 受付時間 月~金曜日 8:30~17:15
和歌山市指導監査課 (事業所に関する苦情・相談)	電話 073-435-1319 受付時間 月~金曜日 8:30~17:15
海南市高齢介護課指定指導係	電話 073-483-8764 受付時間 月~金曜日 9:00~17:00
和歌山県国民健康保険団体連合会	電話 073-427-4662 受付時間 月~金曜日 9:00~17:00
和歌山県長寿社会課	電話 073-441-2527 受付時間 月~金曜日 9:00~17:45

9. 緊急時等における対応方法

介護支援専門員等は、居宅介護支援を実施中に、利用者の症状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族・主治医に連絡する等の措置を講じると共に、管理者に報告し、必要に応じ市町村に連絡する。

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	あり ・ なし
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

11. 虐待防止について

当センターは、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

12. その他

- (1) 医療と介護の連携について
 居宅介護支援サービス利用中に、医療機関に入院に至った場合、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関にお伝え下さい。
- (2) 公正中立性について
 居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由について求めることも出来ますのでお問い合わせ下さい。

13. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 琴の浦リハビリテーションセンター
代表者役職・氏名 理事長 園部 秀樹
法人所在地 和歌山県和歌山市毛見1451
電話番号 073-444-3141

[附属施設]

- ・病院（整形外科、外科、リハビリテーション科、リウマチ科、麻酔科：回復期リハビリテーション病棟、訪問看護・訪問リハビリテーション）
- ・介護老人保健施設サニーホーム ・和歌山市地域包括支援センター名草
- ・琴の浦福祉工場 ・福祉型児童発達支援センター若竹園
- ・和歌山・海南・海草圏地域リハビリテーション広域支援センター

居宅介護支援利用同意書

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

和歌山市毛見1451 琴の浦リハビリテーションセンター内
琴の浦居宅介護支援センター

説明者

氏名

琴の浦居宅介護支援センターを利用するにあたり、居宅介護支援重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受けこれらを十分に理解した上で同意します。

利用者

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名

[続柄：]